



## プラン S

# 科学出版物に対する完全かつ即時オープンアクセスへの移行を加速化



主要な原則を紹介します。

「2020年1月1日以降、国および欧州の研究評議会や助成団体が提供する公的助成によって支援を受けた研究結果に関する科学出版物は、規約に準拠するオープンアクセスジャーナル、もしくは規約に準拠するオープンアクセスプラットフォームにおいて発表されなければならない。」

また、

- 著者はいかなる制限も課されることなく、それぞれの出版物の著作権を保有する。すべての出版物は、オープンライセンスのもとで発表されなければならない。可能ならば、クリエイティブコモンズ表示ライセンス CC BY が望ましい。いずれのケースにおいても、適用されるライセンスはベルリン宣言によって定義されている要求事項を充足していることが望ましい。
- 助成機関は共同で、規約に準拠する高品質のオープンアクセスジャーナルおよびオープンアクセスプラットフォームが提供すべきサービスに対する堅固な基準と要件を確立するよう徹底する。
- このような高品質のオープンアクセスジャーナルまたはプラットフォームがまだ存在していない場合、助成機関は互いに協調する形態で、適宜、これらの確立と支援のためのインセンティブを提供する。必要に応じてオープンアクセスのインフラにも支援を提供する。
- 適用が可能なケースでは、オープンアクセスでの出版に要する手数料は個々の研究者ではなく、助成機関または大学が負担する。それぞれが所属する機関が限定的な手段しか保有していない場合でも、すべての科学者は研究の成果をオープンアクセスで発表することが可能であるべき点とは広く認められている。
- オープンアクセスでの発表に伴う手数料が適用される場合、これらの助成額は(欧州全体で)標準化され、上限が設けられる。
- 助成機関は、特に透明性を徹底するため、大学、研究機関、図書館に対し、方針や戦略を本原則と整合させるよう要請する。
- 上述の原則はあらゆる種類の学術出版物に適用されるべきところではあるが、モノグラフや図書に対するオープンアクセスの実現が2020年1月1日以降になる可能性があることは理解されている。
- 長期的なアーカイブ機能や編集に関する革新的な潜在的な可能性から、研究成果物の登録におけるオープンアーカイブおよびリポジトリの重要性が認識されている。
- 「ハイブリッド型」の出版モデルは上述の原則には適合しない。
- 助成機関は遵守の状況を監視し、違反には制裁措置を科す。

詳細は以下を参照してください。  
<http://scieur.org/coalition-s>